

大阪市鶴見区制 50 周年記念「冠事業」取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪市鶴見区制 50 周年を広く祝うため、各種団体等が実施する事業名等に「大阪市鶴見区制 50 周年記念」等の冠を付すための取扱いを定めるものとする。

(定義)

第2条 「冠事業」とは、区民、区内地域・各種団体・事業所・企業・関係機関が主催し、多くの区民が参加及び周知がなされる事業のうち、鶴見区制 50 周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）の事務局である鶴見区役所（以下「事務局」という。）が本取扱要領に基づき承認した事業等をいう。

(承認基準)

第3条 冠事業は、次の各号のすべてに該当するものでなければならない。

- (1) 記念事業の理念に合致するもの
- (2) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間に実施完了する事業
- (3) 鶴見区内で実施し、区民を参加の対象としている事業
- (4) 次のいずれにも該当しないと認められる事業
 - ア 法令又は公序良俗に反する、又はそのおそれがあると認められる事業
 - イ 特定の政治、思想、宗教等の活動に利用される、又はそのおそれがあると認められる事業
 - ウ 冠事業を実施しようとする者が、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる事業
 - エ 営利を目的とするものと認められる事業。ただし、鶴見区の振興に寄与すると認められる事業は、この限りでない。
 - オ その他、実行委員会が不相当であると認める事業

(実施の申請など)

第4条 冠事業を実施しようとする者は、冠事業承認申請書（様式第 1 号）に任意の様式による企画書等を添付したうえで実行委員会の事務局に提出しなければならない。ただし、区が主催、共催又は後援する事業については、申請書の提出を省略することができる。

- 2 事務局は、前項の規定による申請について適当と認めるときは、当該申請に係る事業を冠事業として承認する。
- 3 事務局は、前項の規定による承認をしたときは、当該承認をした事業を実施する者（以下「冠事業者」という。）に対し、冠事業承認通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。
- 4 事務局は、第 1 項の規定による申請について適当でないとき、当該申請に係る事業を冠事業とすることを承認しないと認めるときは、当該申請をした者に対し、冠事業不承認通知書（様式第 3 号）により通知するものとする。

(承認後の効果)

第5条 前条の届出により、冠事業として承認された場合には、冠事業者として事業名等に次の各号のいずれかの冠表示を付することができる。

- (1) 大阪市鶴見区制 50 周年記念
- (2) 鶴見区制 50 周年記念

(冠事業に対する支援)

第6条 事務局は、冠事業者に対し、次に掲げる支援を行うことができるものとする。なお、事業の運営支援や財政支援は行わないこととする。

- (1) 鶴見区ホームページ等による当該冠事業の周知
- (2) 宣伝等における冠事業名の使用権の付与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実行委員会が必要と認める支援

(変更などの届出)

第7条 冠事業者は、冠事業の内容を変更するとき、又は冠事業を中止するときは、冠事業変更・中止届(様式第4号)を事務局に提出しなければならない。

(承認の取消)

第8条 事務局は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、冠事業の承認を取り消すことができる。

- (1) 第3条各号のいずれかに該当しなくなったとき
- (2) 届出の内容に虚偽その他不正があると判明したとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、冠事業とすることが不相当であると実行委員会が認めるとき

2 事務局は、前項の規定による取消をしたときは、冠事業者に対し、冠事業承認取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

3 冠事業者は、前項の規定により冠事業の承認が取り消されたときは、頒布した当該事業の案内の回収その他必要な措置を講じなければならない。

(責任の制限)

第9条 第8条の規定により、冠事業の承認を取り消した場合、冠事業者に損害が生じても、実行委員会及び事務局はその責めを負わない。

2 冠事業者は、冠事業に関して第三者との間に紛争が生じた場合は、自己の責任において解決するものとし、実行委員会及び事務局は損害賠償、損失補填その他の法律上の責任を一切負わない。

(実施報告)

第10条 冠事業者は、事業終了後、速やかに冠事業実施報告書(様式第6号)を事務局に提出するものとする。

2 前項の報告書には、チラシや写真等の実施状況がわかる資料を添付するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は事務局が別に定める。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この改正要領は、令和6年 月 日から施行する。